

まめな個人メンバー（会員）規約

本個人メンバー規約（以下「本規約」）は、一般社団法人まめな（以下「まめな」）と、まめなのビジョン、活動内容に賛同し支援する個人（以下「個人メンバー」）との約束を明確にするものです。

まめな事務局（以下事務局）では、メンバー申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条（個人メンバー規約の適用）

まめなは、個人メンバーとの間に本規約を定め、これによりまめなの会員運営を行います。

第2条（個人メンバー規約の変更）

まめなは自らが、円滑な運営のために必要と判断した場合、個人メンバーの事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の個人メンバー規約については、まめなのホームページ上への掲載、電子メール、書面その他まめなが適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第2章 個人メンバー申込等

第4条（個人メンバー申込）

1. まめな個人メンバーの申込をする個人は、申込書もしくはホームページ上の個人メンバー申込フォームに必要事項を記入して、まめなに提出もしくは送信する。
2. まめなより承諾の連絡があり次第別に定める年会費を払込ことで、個人メンバーとなります。

第5条（個人メンバー申込の拒絶等）

まめなは、個人メンバー申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- ①個人メンバー申込書に虚偽の事項を記載した場合
- ②個人メンバー申込者が本規約に反するおそれのある場合
- ③その他、前各項に準ずる場合で、まめなが入会を適当でない判断した場合

第6条（個人メンバーの種類・年会費）

個人メンバーの種類、年会費、資格および特典は、次の各号の通りです。

① 個人メンバー種類

みかん 年会費 1口 10,000 円

れもん 年会費 1口 30,000 円

はるみ 年会費 1口 50,000 円

資格：まめなのビジョン、活動内容に賛同し支援いただける個人

特典：まめなの施設利用優待、年 1 回柑橘または柑橘加工品の送付まめなが企画実施する各種イベント、研修会への優待

第7条（年会費の免除）

1. 個人メンバーが年会費を上回るなんらかの方法で支援を行った場合。
2. その他まめなはが適当と判断した場合。

第8条（個人メンバー資格有効期限）

個人メンバー資格有効期限は次の各項に定めます。

1. 年会費納入日の翌月 1 日から 1 年間とします。但し個人メンバー資格は納入日の翌日から有効となります。
2. 個人メンバー資格の継続を希望される個人メンバーは、有効期限満了日までに次年度の年会費をまめな所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期限が満了日より 1 年間延長されるものとします。
3. 有効期限が満了した場合であっても、継続を希望される個人メンバーは、有効期限日から 3 ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、当初期限日より 1 年間の継続ができます。

第3章 個人メンバー申込記載事項の変更等

第9条（個人メンバー名称等の変更）

1. 個人メンバーの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面もしくはメールによりその旨を事務局に通知してください。
2. 前項の規定による変更通知がなかった場合、まめなからの個人メンバーへの通知、連絡等が遅延または不達になったとしても、まめなはその責を負わないものとします。

第4章 個人メンバー資格の喪失

第10条（個人メンバー資格の喪失）

個人メンバーが次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失します。

- ①退会届の提出をしたとき
- ②1年以上年会費を滞納したとき
- ③亡くなられたとき

第11条（退会）

退会しようとする場合は、退会届を事務局に届け出て退会することができます。

第12条（個人メンバー資格の停止・解除）

まめなは、個人メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人メンバーに対し事前に通知することなく、個人メンバーの資格を停止または解除することがあります。

- ①年会費が支払われないとき
- ②内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- ③まめなや他のメンバーまたは第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- ④まめなや他のメンバーまたは第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- ⑤個人メンバー申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- ⑥まめなや他のメンバーまたは第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- ⑦本規約に違反した場合
- ⑧その他、まめなが個人メンバーとして不相当と判断した場合

第13条（個人メンバー会費の不返還）

一度払い込まれた会費は返還しません。

第5章 個人メンバー資格有効期限終了に伴う措置

第14条（措置）

個人メンバー資格有効期限が過ぎ、まめなからの通知のあとも、まめなが当該個人メンバーの更新の意思および会費の払込みを確認できず、個人メンバー資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該個人メンバーの資格が失われた場合は、個人メンバー資格に基づく権利の行使を停止します。

第6章 会員証の発行等

第15条（個人メンバー証の発行）

1. まめなは、個人メンバーに対し、個人メンバー証 1 枚を発行します。
2. 個人メンバー証の有効期限は、第 8 条で定める資格有効期限までとします。
3. まめなの活動、事業に参加する場合は個人メンバー証を提示してください。
4. 個人メンバー証および個人メンバーに基づく権利は、当該個人メンバー以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、継承等を行うことができません。
5. 会員証を紛失した場合は、速やかに事務局に届け出たうえで、再発行の手続きをしてください。
6. 個人メンバー証は、当該個人メンバーがメンバーではなくなった場合、まめなに返却するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

第16条（商号及び商標等の利用）

まめなが定めた商号及び商標等を個人メンバーが利用する場合は、事前の書面による使用許諾を得る必要があります。

第8章 禁止行為

第17条（禁止行為）

1. 個人メンバーは無断でまめなの名称およびその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはけません。
2. その他、まめなの目的を理解し、第12条各号に定める行為、まめなの主旨に反する行為等を行ってはけません。

第9章 情報管理

第18条（個人メンバー情報の保護）

1. まめなが知り得た個人メンバーの個人情報は、その保護のため、取扱いに十分注意します。
2. まめなは、まめなが保有する個人メンバーの個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、まめなが別途定める情報保護方針に従い、適切に取り扱うものとします。

第10章 知的財産

第19条（知的財産の帰属）

まめなが創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、まめなに帰属します。

第20条（知的財産の保護）

まめなが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

第21条（損害賠償）

個人メンバーが、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によってまめなが損害を受けた場合、当該個人メンバーは、まめなが受けた損害を賠償することとします。

第22条（免責）

まめなは、個人メンバーに提供するサービスの利用により発生した個人メンバーの損害等に対し、第18条第2項に定める場合およびまめなの故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

第23条（残存条項）

退会した場合または個人メンバー資格が停止もしくは解除された場合であっても、第14条、第17条から第22条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第25条（裁判管轄）

まめなおよび個人メンバーは、双方の間で訴訟の必要が生じた場合、いずれかの管轄地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第26条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、まめなが定めるものとします。

ます。

付 則 この規約は 令和3年11月1日より施行する。

改 訂 令和5年5月31日